

令和元年

綾瀬市議会12月定例会追加議案

綾瀬市



# 目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
6 6	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
6 7	綾瀬市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例	6
6 8	綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7
6 9	綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	8
7 0	令和元年度綾瀬市一般会計補正予算（第5号）	別 冊
7 1	綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	9



綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	237,600	248,200	264,200	283,600	322,900	367,300
	2	147,200	197,300	239,300	250,100	266,300	285,800	325,400	369,700
	3	148,400	199,100	240,800	252,000	268,400	288,000	327,900	372,100
	4	149,500	200,900	242,400	253,900	270,600	290,200	330,400	374,500
	5	150,600	202,400	243,500	255,800	272,700	292,400	332,900	376,900
	6	151,700	204,200	245,000	257,800	274,900	294,600	335,400	379,300
	7	152,800	206,000	246,600	259,800	276,900	296,800	337,900	381,700
	8	153,900	207,800	247,900	261,800	279,000	299,000	340,400	384,100
	9	154,900	209,400	249,400	264,200	281,000	301,200	342,900	386,500
	10	156,300	211,200	250,800	266,000	283,100	303,400	345,400	388,900
	11	157,600	213,000	252,100	267,800	285,200	305,600	347,900	391,300
	12	158,900	214,800	253,500	269,900	287,300	307,800	350,400	393,700
	13	160,100	216,200	255,000	271,600	289,700	310,100	352,900	396,100
	14	161,600	218,000	256,500	273,400	291,900	312,300	355,400	398,500
	15	163,100	219,700	258,200	275,200	294,000	314,500	357,900	400,900
	16	164,700	221,500	260,000	277,200	296,000	316,800	360,400	403,300
	17	165,900	223,200	261,600	279,200	297,900	319,200	362,900	405,700
	18	167,400	224,900	263,300	281,200	300,000	321,400	365,500	408,100
	19	168,900	226,500	264,900	283,100	302,200	323,700	367,900	410,500
	20	170,400	228,100	266,500	285,000	304,200	325,900	370,500	413,000
	21	171,700	229,500	268,400	287,000	306,100	328,100	372,400	415,400
	22	174,400	231,200	270,200	288,900	308,400	330,100	374,900	417,300
	23	177,000	232,800	271,900	290,800	310,600	332,300	377,200	419,600
	24	179,600	234,400	273,600	292,600	312,900	334,500	379,700	421,700
	25	182,200	235,400	275,300	294,400	315,000	336,400	382,100	423,900
	26	183,900	236,900	277,000	296,400	317,100	338,600	384,800	425,900
27	185,500	238,300	278,800	298,500	319,300	340,600	387,400	428,000	

28	187, 200	239, 500	280, 300	300, 500	321, 400	342, 800	390, 100	430, 100
29	188, 700	240, 700	281, 800	302, 400	323, 300	344, 600	392, 500	432, 200
30	190, 400	241, 900	283, 700	304, 500	325, 300	346, 600	394, 800	433, 900
31	192, 200	242, 900	285, 500	306, 500	327, 300	348, 600	397, 000	435, 700
32	193, 900	244, 100	287, 400	308, 600	329, 300	350, 600	399, 400	437, 700
33	195, 500	245, 400	289, 000	310, 300	331, 000	352, 300	401, 200	439, 700
34	196, 900	246, 400	290, 700	312, 400	333, 100	354, 300	403, 200	441, 600
35	198, 400	247, 600	292, 500	314, 400	335, 100	356, 100	405, 100	443, 400
36	199, 900	248, 900	294, 300	316, 400	337, 200	358, 000	406, 900	445, 200
37	201, 200	249, 800	295, 800	318, 100	338, 600	359, 900	408, 800	446, 900
38	202, 500	251, 100	297, 500	320, 100	340, 500	361, 800	410, 600	448, 700
39	203, 700	252, 300	299, 000	322, 200	342, 400	363, 800	412, 400	450, 200
40	205, 000	253, 600	300, 600	324, 300	344, 300	365, 700	414, 300	451, 600
41	206, 300	255, 000	302, 200	325, 500	345, 900	367, 700	416, 100	453, 100
42	207, 600	256, 400	303, 900	327, 500	347, 800	369, 600	417, 600	454, 500
43	208, 900	257, 600	305, 500	329, 400	349, 700	371, 600	419, 100	455, 800
44	210, 200	258, 800	307, 200	331, 500	351, 500	373, 600	420, 700	457, 100
45	211, 300	260, 000	308, 100	333, 400	353, 400	375, 100	422, 300	458, 300
46	212, 600	261, 200	309, 600	335, 300	355, 200	376, 900	423, 600	459, 300
47	213, 900	262, 500	311, 100	337, 300	357, 000	378, 700	424, 900	460, 000
48	215, 200	263, 600	312, 700	339, 200	358, 700	380, 300	426, 100	460, 800
49	216, 300	264, 700	314, 300	341, 100	360, 100	382, 100	427, 300	461, 500
50	217, 400	265, 800	315, 900	343, 000	361, 400	383, 500	428, 600	462, 200
51	218, 400	267, 100	317, 500	344, 800	362, 800	385, 000	429, 900	463, 000
52	219, 500	268, 400	319, 000	346, 700	364, 200	386, 600	431, 100	463, 700
53	220, 600	269, 400	320, 500	348, 200	365, 500	388, 000	432, 300	464, 300
54	221, 600	270, 500	321, 700	349, 600	366, 400	389, 200	433, 100	464, 800
55	222, 500	271, 800	322, 900	351, 100	367, 500	390, 400	433, 900	465, 400
56	223, 500	273, 100	324, 100	352, 600	368, 600	391, 500	434, 700	466, 000
57	223, 800	274, 000	324, 800	354, 200	369, 400	392, 600	435, 300	466, 600
58	224, 600	275, 000	325, 700	355, 000	370, 300	393, 800	436, 000	467, 100
59	225, 400	275, 900	326, 500	356, 200	371, 200	395, 000	436, 700	467, 600
60	226, 100	277, 000	327, 300	357, 200	372, 100	396, 100	437, 400	468, 000
61	226, 800	278, 100	328, 200	358, 100	373, 000	396, 800	438, 200	468, 300
62	227, 800	279, 100	328, 600	359, 200	373, 800	397, 500	439, 000	468, 600
63	228, 600	280, 000	329, 300	360, 100	374, 600	398, 200	439, 400	
64	229, 400	281, 000	330, 100	361, 200	375, 400	398, 900	440, 100	
65	230, 100	281, 500	330, 900	362, 100	376, 100	399, 500	440, 600	
66	230, 800	282, 400	331, 600	362, 800	376, 800	400, 100	441, 000	
67	231, 700	283, 100	332, 300	363, 500	377, 500	400, 600	441, 400	
68	232, 700	284, 000	333, 000	364, 200	378, 200	401, 000	441, 800	
69	233, 400	285, 000	333, 500	364, 600	378, 700	401, 400	442, 200	
70	234, 000	285, 800	334, 100	365, 200	379, 300	401, 700	442, 600	
71	234, 500	286, 600	334, 600	365, 900	379, 900	402, 000	443, 000	
72	235, 200	287, 400	335, 200	366, 600	380, 600	402, 300	443, 300	
73	236, 000	288, 200	335, 500	366, 900	381, 000	402, 600	443, 600	
74	236, 600	288, 700	336, 000	367, 600	381, 700	402, 900	444, 000	
75	237, 200	289, 100	336, 400	368, 300	382, 300	403, 200	444, 300	

76	237,700	289,600	336,900	369,000	382,900	403,500	444,600
77	238,400	289,800	337,300	369,300	383,300	403,800	444,900
78	239,100	290,100	337,800	369,900	383,900	404,100	
79	239,800	290,300	338,300	370,600	384,500	404,400	
80	240,300	290,700	338,800	371,200	385,100	404,700	
81	240,800	290,900	339,100	371,500	385,500	405,000	
82	241,500	291,100	339,500	372,100	386,000	405,300	
83	242,200	291,500	340,000	372,800	386,500	405,600	
84	242,900	291,800	340,400	373,400	387,100	405,900	
85	243,500	292,100	340,700	373,800	387,400	406,100	
86	244,200	292,400	341,100	374,300	387,800	406,400	
87	244,900	292,700	341,600	374,900	388,200	406,700	
88	245,600	293,100	342,000	375,400	388,600	407,000	
89	246,100	293,400	342,200	375,900	388,900	407,200	
90	246,600	293,800	342,600	376,500	389,200	407,500	
91	246,900	294,100	343,100	377,000	389,500	407,800	
92	247,300	294,500	343,500	377,300	389,800	408,000	
93	247,600	294,700	343,700	377,700	390,000	408,200	
94		294,900	344,100	378,200	390,300	408,500	
95		295,200	344,500	378,600	390,600	408,800	
96		295,600	344,800	379,000	390,800	409,000	
97		295,800	345,100	379,400	391,000	409,200	
98		296,100	345,500	379,900	391,300	409,500	
99		296,500	345,900	380,300	391,600	409,800	
100		296,900	346,300	380,700	391,800	410,000	
101		297,100	346,800	381,000	392,000	410,200	
102		297,400	347,200		392,300		
103		297,800	347,600		392,600		
104		298,100	348,000		392,800		
105		298,300	348,500		393,000		
106		298,600	348,900				
107		299,000	349,200				
108		299,300	349,500				
109		299,500	350,000				
110		299,900					
111		300,300					
112		300,600					
113		300,800					
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					

	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		215,200	235,600	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の33号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

第2条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は平成31年4月1日から、改正後の条例第17条第2項第1号の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年綾瀬市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

- 5 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成31年綾瀬市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第3項中「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

附則第4項中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3



年4月1日から令和4年3月31日まで」に改める。

令和元年12月17日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

人事院勧告並びに国及び近隣市の職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、100分の217.5」を「100分の222.5」に、「  
得た額に」を「得た額に、」に改める。

第2条 綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和元年12月17日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告及び近隣市の特別職の職員で常勤のものとの給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、100分の217.5」を「100分の222.5」に、「  
得た額に」を「得た額に、」に改める。

第2条 綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和元年12月17日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告及び近隣市の議員報酬等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年綾瀬市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	375,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年12月17日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告並びに国及び近隣市の一般職の任期付職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を綾瀬市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

- 1 住 所 綾瀬市小園 [REDACTED]
- 2 氏 名 矢 部 和 輝
- 3 生年月日 昭和60年 [REDACTED]
- 4 職 業 [REDACTED]

令和元年12月17日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

令和元年12月23日をもって鈴木正和固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。